

現場代理人の常駐義務緩和の対象となる工事の発注者見直しについて

令和6年3月27日

入札監理課

1 発注者見直しの理由

現場代理人の常駐義務緩和については、これまでも様々な措置を講じてきたが、現場技術者の確保困難を理由とする入札不調について、さらなる防止を図るため、品質確保や安全管理に問題のない範囲で対象を拡大するもの。

2 内容

緩和の対象となる工事発注者の拡大

対象工事の発注者を「県又は市町村等」に改め、同一の主任技術者が管理を行い、品質管理や安全管理に支障がない工事を、現場代理人の常駐義務緩和対象とする。

○現 行

県又は市町村から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（県又は市町村）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。

○改正後

県又は市町村等から受注している他の工事（以下「先行工事」という。）が、次のいずれかに該当する場合は、当該先行工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

ただし、発注者（県又は市町村等）がそれぞれ現場代理人の兼務を認めた工事に限る。

○目 的

国及びその他の官公署が発注した工事との常駐義務緩和を可能とすることにより、技術者等の不足による入札不調防止対策の強化を図るもの。品質確保や安全管理に支障の無い範囲で行うことは、今までと同様とする。

3 施工時期

令和6年4月1日以降に申請のあった案件から適用する。